

2025年6月30日

さいかい交通株式会社

一般路線バス(乗合バス)の運賃改定の実施について

さいかい交通株式会社(住所:長崎県西海市大瀬戸町、代表取締役社長:小田 朋生)は、一般路線バス(乗合バス)上限運賃改定のための認可申請を2025年3月31日に行っておりましたが、本日(2025年6月30日)、国土交通省より申請のとおり認可を受けましたので、下記の内容で運賃改定を実施いたします。

さいかい交通をご利用のお客さまにおかれましては、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

2025年6月30日付で認可を受けた内容 (※本年3月31日の認可申請時に発表した内容と同一となります。)

1. 運賃改定実施日

2025年9月1日(月)

2. 対象路線

一般路線バス全線(当社が受託する長崎市コミュニティバスを含む)

3. 平均改定率

上限運賃 36.44%、実施運賃 17.81%

- ・上限運賃…事業経営に必要な原価に応じて算出され、事業者が収受できる運賃の上限額。
- ・実施運賃…上限運賃の範囲内で、実際にお客さまから収受する運賃額。

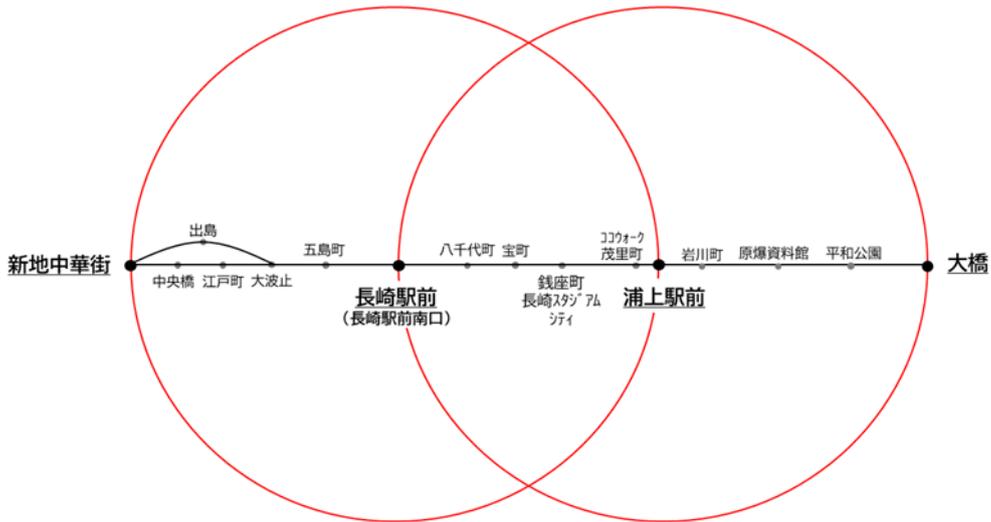
(1)運賃比較表

	現行	上限運賃	実施運賃
基準賃率	27円50銭	37円50銭	32円50銭
対キロ区間制(初乗運賃)	160円	220円	180円
特殊区間制(1区)	160円	220円	190円
特殊区間制(2区)	170円	230円	200円

※対キロ区間制…乗車した停留所間(運賃区界停留所間)の運賃計算キロ程に応じて運賃額を算出する制定形態。

※特殊区間制……乗車した区間数に応じて運賃額を算出する制定形態。長崎市中心部で適用。

長崎市内特殊区間適用図



上記以外の区間は、
乗車した停留所間(運賃区界停留所間)の運賃計算キロ程に応じて運賃額を算出する「対キロ区間制」を採用しています。

(2) 対キロ区間における遠距離逓減率の変更

中長距離(概ね 5.1km 以上)区間をご利用されるお客様の負担軽減のため、運賃計算賃率における遠距離逓減率を見直し、運賃の上がり幅を抑制します。

現行	改定	遠距離逓減率
2キロまで	2キロまで	基準賃率の2倍
2.1キロから10.0キロまで	2.1キロから5.0キロまで	基準賃率
10.1キロから20.0キロまで	5.1キロから10.0キロまで	基準賃率の0.9倍
20.1キロから30.0キロまで	10.1キロから15.0キロまで	基準賃率の0.8倍
30.1キロ以上	15.1キロ以上	基準賃率の0.7倍

《例》運賃計算キロ程 35.0 キロの場合

・現行(基準賃率 27.50 円)…………… 890 円

・改定(実施運賃の基準賃率 32.50 円)… 960 円

1,060 円 (※これまでの遠距離逓減率の場合)

(3) 主要区間の運賃(板の浦起点)

区間	現行 運賃	改定 実施運賃	現行 定期旅客運賃 (通勤1か月)	改定 定期旅客運賃 (通勤1か月)
桜の里ターミナル	770 円	820 円	31,770 円	34,020 円
新地中華街	1,160 円	1,270 円	45,810 円	50,220 円
大串(下山経由)	470 円	520 円	20,970 円	23,220 円

※定期旅客運賃については、実施運賃をもとに算出しております。割引率の変更はありません。

≪運賃改定に伴う定期券の取扱い≫

運賃改定前(2025年8月31日まで)にご購入の定期券は、ご利用開始日が運賃改定日(2025年9月1日)以降の場合も改定前の運賃でお買い求めいただけます。また、その定期券は有効期限までそのままご利用可能です。2025年9月1日以降に定期券をご購入の場合は、運賃改定後の新しい定期券運賃が適用されます。

≪改定後の区間運賃・定期券運賃等のご案内について≫

【区間運賃のお問い合わせ】

2025年7月中旬頃より、長崎自動車㈱ホームページ及び当社窓口のご案内いたします。

【定期券運賃のお問い合わせ】

2025年8月上旬頃より、長崎自動車㈱ホームページ内から現在定期券をお持ちのお客様の改定後定期券運賃の検索ができるよう調整しておりますので、改めてお知らせいたします。

【本件に関するお問い合わせ】

さいかい交通株式会社 TEL 0959-22-0013